平成２６年（フ）第３１３０号
東京都世田谷区深沢４丁目31―11―301
債務者　佐々木悦生
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福崎　真也
4　破産債権の届出期間　平成26年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年８月28日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１３５号
札幌市厚別区もみじ台西４丁目２番18―503号
債務者　村山　香織
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４６号
札幌市白石区中央２条５丁目９番５号　ひろみハイツ102号
債務者　澤田　繁男
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７１号
札幌市白石区川下５条３丁目１番34―802号
債務者　菊地　一代
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３７号
北海道石狩市花川東１条３丁目117番地
債務者　中　恵理子（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２４１号
北海道北広島市東共栄２丁目１番地６　フリューゲルハイム102号
債務者　馬場　静雄
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２６４号
札幌市厚別区厚別西２条１丁目１番３―105号
債務者　中村　希美
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２８１号
札幌市北区北29条西５丁目２番23―207号
債務者　青海真希子
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２８２号
北海道江別市上江別466番地の１　コーポ高砂南Ｃ―102号室
債務者　植松　陽子
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３３４号
札幌市白石区本郷通６丁目北７番20号　ＫＪハイツ301号
債務者　滝　　興弥
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３３８号
札幌市東区北39条東３丁目１番１―305号
債務者　佐藤　弘惠
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３４０号
札幌市東区伏古７条２丁目５番８号
債務者　平松　紀博（旧姓山名）
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３５６号
札幌市北区麻生町６丁目５番18号　コーポ野中103号
債務者　後藤　憲昭
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３８５号
札幌市西区発寒10条２丁目１番26―206号
債務者　曾我部利栄
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４０７号
北海道千歳市朝日町７丁目21番地の６　アーク千歳202号
債務者　丸田　　望（旧姓廣川）
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４０８号
北海道千歳市北栄１丁目19番15号　林ハイツⅡＢ号
債務者　石山　　優
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４２３号
北海道石狩市緑ケ原１丁目30番地
債務者　安達　美奈
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部